米子市掲示第３５号

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

平成２３年８月２３日

米子市長　野　坂　康　夫

１　事業概要

（１）事業名

２４時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業（モデル事業）

（２）事業内容

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成２３年法律第７２号）により、居宅要介護者に対し、介護と看護の連携の下で、２４時間対応で短時間の定期巡回サービスと通報システムによる随時の対応サービスを適宜・適切に組み合わせて提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護が創設され、平成２４年度から施行される予定である。

本市においては、高齢者が住み慣れた地域及び住宅で安心して生活を継続するための効果的なサービス提供の在り方について検証を行うことを目的として、平成２３年度中に、次に掲げるモデル事業（以下「本事業」という。）を実施する。

ア　定期巡回訪問サービス事業

利用者に対し、あらかじめ作成された計画に基づき、日常生活上の世話を必要に応じて１日数回程度提供する事業。原則として、そのサービス内容を行うのに要する標準的な時間が１回当たりおおむね２０分未満のものとする。

イ　随時の対応サービス事業

利用者に対し、２４時間３６５日対応可能な窓口を設置し、当該窓口に利用者からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報等に対応する職員を配置し、利用者からの通報内容に応じて随時の対応（通話

による相談援助、転倒時等における定期巡回訪問サービス事業以外の訪問サービスの提供、医療機関等への通報等）を行う事業

※　本事業の結果は、厚生労働省に報告するものとする。

（３）実施期間

本事業の実施期間は、平成２３年１２月１日から平成２４年３月３１日までとする。

（４）本事業の委託金額の上限は、１事業者当たり９，７６０，０００円とする。

（５）２４時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業実施要綱（平成２３年３月３０日付け老発０３３０第３号厚生労働省老健局長通知。以下「国要綱」という。）５（８）による利用者の一部負担額の上限は、１人当たり１０，０００円（月額包括料金）とし、実績報告時に委託料との精算を行うものとする。

２　参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りでない。

（３）米子市内に指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問介護事業所を有する者であること。

（４）２４時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業を先行して実施している地域（「平成２３年度米子市地域包括支援センター圏域配置図」における「尚徳地域」をいう。）以外の地域において本事業を実施することができる者であること。

（５）本事業の実施に必要な人員及び設備等を確保するとともに、本事業の開始当初から安定したサービスを提供することができる体制を整備するための十分な能力及び経験を有していること。

（６）（４）の尚徳地域における２４時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業の受託者以外の者であること。

３　事務担当

米子市福祉保健部長寿社会課

〒６８３－８６８６　鳥取県米子市加茂町一丁目１番地

電　　話　（０８５９）２３－５１５６

ファクシミリ　（０８５９）２３－５０１２

４　本プロポーザルへの参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、国要綱及び２４時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業に関するＱ＆Ａ（６月版）を熟読するとともに、厚生労働省及び三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社が公表している「２４時間地域巡回型訪問サービスのあり方検討会の報告書」に記載されているサービスのイメージ、事業モデルのシミュレーション、訪問例等を参考として、真に実施可能な事業計画を組んだ上で、次により必要書類を提出すること。

（１）　提出期限　平成２３年９月７日（水）午後５時まで

※（２）イに掲げる質問書の提出期限は、平成２３年９月５日（月）午後５時までとする。

（２）提出書類

ア　参加希望申立書（様式第１号）

イ　質問書（様式第２号）

※　質問がない場合は、提出することを要しない。

ウ　事業計画書（様式第３号）

エ　勤務形態一覧表（様式第４号）

オ　その他

（ア）事業対象地域図

（イ）事業計画書３.対象経費の内訳欄に記載した事項に関する資料（任意）

（３）提出方法　米子市福祉保健部長寿社会課に持参すること。

５　選定方法

４による必要書類の提出後、プレゼンテーションを実施し、これらの内容

を総合的に審査する。

（１）プレゼンテーションの日時及び場所は、後日通知する。

（２）候補者の選定

本プロポーザルにおける審査は、本事業を実施する地域等を考慮の上、選考委員会において行うものとし、当該審査の結果に基づき、本事業の受託者の候補を２者選定する。

なお、候補者以外の者についても、得点数の高い者から順位付けを行う。

６　失格条項等

本プロポーザルの参加者が次の各号のいずれかに該当した場合は、選考委員会において審査の上、当該参加者が行った提案をすべて無効とする。

（１）本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、この公告に示した提出方法及び提出期限を守らなかったとき。

（２）提出書類に虚偽の内容を記載したとき。

（３）２の（１）及び（２）に該当したとき。

（４）提出書類作成要領に定められた以外の手法により、選考委員会の委員及び関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めたとき。

（５）正当な理由なく提出書類を提出しなかったとき。

（６）プレゼンテーションに参加しなかったとき。

７　契約の締結

（１）本事業の受託者の候補として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、５（２）による順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。

（２）契約締結の交渉に当たっては、参加者が提案した事業内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

（３）本事業は、９月補正予算により対応するため、当該補正予算が平成２３年米子市議会９月定例会で承認された後、本事業に係る契約を締結するものとする。

８　その他

（１）本プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
（２）提出書類の作成のために米子市から受領した資料等は、米子市の承諾を得ないで公表し、又は使用してはならない。
（３）提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。
（４）提出された書類は、返却しない。
（５）提出された書類について、米子市情報公開条例（平成１７年米子市条例第２２号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
（６）本プロポーザルの提出書作成の詳細は、提出書類作成要領を参照すること。